

2021年2月10日

鹿児島労働局長 三輪宗文殿

連合鹿児島
会長 下町和



「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」について

新型コロナウイルスについては、政府が2021年1月に1都2府8県に対して緊急事態措置を実施する等、感染の衰えは一向に見えず、鹿児島県における新型コロナウイルスの影響についても、既に緊急事態措置の対象となっている福岡以外に隣県である熊本・宮崎・沖縄において、政府の分科会が休業要請や緊急事態再宣言を発出する判断材料として示している指数の多くがステージ4となる等、本県での感染拡大の脅威が高まっています。

この様な中、長期化する社会経済活動の抑制等により、様々な業種・業態で極めて大きな影響が生じはじめ、中小零細企業・事業者はもとより、大企業・事業者も含めた倒産等の増加も想定される等、このままでは、セーフティネットが元々脆弱な派遣・有期契約・フリーランスを中心に、働く者の多くが雇用や生活の危機に瀕してしまうことが懸念されます。

また、依然として、県民の暮らしや健康、地域社会を支えるため、感染リスクへの不安を常に抱えながらも懸命に働くエッセンシャルワーカーに対するカスタマーハラスメントも後を絶ちません。

以上を踏まえ、全ての労働者が安全で健康に、安心して働き続けられるよう、以下のとおり要請致します。

記

I. 雇用維持への支援

- (1) 在籍出向を含めた「失業なき労働移動」を実現するため、必要な予算と人材を確保すること。

その上で、産業雇用安定センターの活用促進に向けた周知活動の徹底をはかるとともに、出向元に対する助成率の引き上げ、および出向先の教育訓練の実施に向けた助成をおこなうこと。

また、新たな産業雇用安定助成金（仮称）については、申請手続きが迅速におこなわれるよう、鹿児島県との連携を強化すること。

- (2) 不合理な解雇や雇止め、内定取り消し等を防止するため、労働関係法令の周知徹底をはかること。

また、解雇事案には早急かつ厳正に対応して雇用維持をはかり、やむを得ず解雇を検討する場合でも、整理解雇の4要件に照らして厳格な判断がなされるよう、鹿児島労働局内での連携を強化すること。

あわせて、派遣労働者の雇用の維持・確保に向けて、契約の更新期の多い3月末を意識した指導・監督体制を強化するとともに、雇用調整助成金の積極的な活用や労働局と派遣先・派遣元との連携による新たな就業機会の確保に取り組むこと。

- (3) 鹿児島県と連携して離職を余儀なくされた労働者、とりわけひとり親家庭や若者に対する相談窓口の設置および周知等による再就職支援を強化すること。
- (4) 新たな雇用の維持・創出につながる産業振興について、地方創生臨時交付金を活用する等、鹿児島県をはじめ、各自治体と連携した取り組みを強化すること。
- (5) 雇用維持に向けて、業態転換に取り組む企業・事業者、および事業継続に向けたBCP(事業継続計画)の策定する企業・事業者に対する、セミナーの開催や相談受付、専門家の派遣等の支援や補助に取り組むこと。

II. 生活困窮者への支援

- (1) 最長12か月まで延長することが可能となった住居確保給付金について、12か月経過しても家賃を支払うことが困難な場合は、さらなる延長も可能とすること。
- (2) 新規申請受付期限が2021年3月末である緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、融資額の拡充、および措置期間や返済期間の緩和に取り組むとともに、償還免除の対象範囲を拡大すること。

III. 国民の健康と安全への支援

- (1) 医療・介護施設の経営の安定に向けた支援の拡充、および医療・介護の現場で働く者に対する感染防止対策の徹底、人員の確保、生活の保障(慰労金の追加給付含む)、メンタル対策、やむなく離職せざるを得ないものに対する就職支援等に取り組むこと。
- (2) エssenシャルワーカーに対するPCR検査の実施、およびマスク・手袋・消毒液・感染防護服等の感染被害の拡大に備えた物品の確保、ならびに優先的な提供に取り組むこと。
- (3) 各自治体と連携した感染者ならびに濃厚接触者、企業・事業者等を風評被害や人権侵害から守る取り組みの強化をはかること。
- (4) コロナ禍で急増する悪質クレーム等によるカスタマーハラスメントの防止に向けて、企業・事業者に対する労働施策総合基本法の周知徹底をはかるとともに、倫理的な消費行動を求める対策の強化に取り組むこと。
- (5) 企業・事業者に対して、通勤や職場での感染リスクの低減に向けて通勤時間帯の分散や在宅勤務の促進を求めること。とりわけ中小企業・事業者の導入にともなう費用を助成すること。

以上